

平成23年9月30日

号外第2号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

監査委員公告

○監査結果の公表..... 1

監査委員公告

平成23年8月1日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年9月30日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成23年8月1日

2 請求人

秋田市檜山城南新町8番11号 鈴木 正和

秋田市飯島鼠田四丁目5番5号 小野 浩樹

秋田市仁井田本町二丁目16番6号 高橋 京子

秋田市桜一丁目5番19号 松本 匡

3 請求の要旨（原文）

(1) 仙北市による県民税不正納入と秋田県の損害

仙北市（旧角館町を含む。以下「仙北市」）が、確定申告代理業務として虚偽の確定申告書を大曲税務署に提出し源泉所得税の不正還付を受けた等の事実が、今年2月に秋田県生活と健康を守る会連合会（以下「県生連」）によって明らかにされ、同市は、調査委員会を設置する等して問題の解明に取り組んでいる。

こういう中で、同市は今年5月になって旧角館町の個人県町民税の滞納額について決算額と税務課が業務に使っている金額に食い違いがあることを公表し、同月27日には平成9年度から20年度までの間に決算書に偽りの金額を計上する等の方法で、県市（町）民税の徴収額を実際より1,246万円少なく見せかけて（滞納額を実際より多く計上し）、県に対し個人県民税393万2,783円を過少納入して同額を仙北市の税収にしていた事実を明らかにした（「県民税不正納入」という）。

これは、県に納入されるものとして信じて県民が納入した県民税を横領して仙北市の収入にしてきたものであり、県民として許すことのできない犯罪的行為である。

(2) 県民税徴収金の納入手続について

個人県民税（以下「県民税」という）は、市町村が県・市町村民税として賦課徴収する。

そして、市町村は、徴収した税額に占める県民税の割合によって按分した県民税徴収金を県に支払うという方法で県に納入される（地方税法第42条3項）。

その具体的な手続は、県税条例及び同施行規則によれば、概ね次のように行われる。

ア 市町村長は、県の当該地域振興局長に対して、①当該年度分の県民税の納税義務者数、賦課額の総額等を記載した「個人県民税賦課額報告書（当初賦課用）」を当該年度の6月30日までに提出（年度途中に変更があれば「個人県民税賦課額変更報告書」を提出）し、②当該年度の3月31日現在の賦課額の状況を記載した「個人県民税賦課額報告書（確定用）」を当該年度の翌年度の4月30日までに提出し、③当該年度中に時効消滅等によって滞納県市町村民税について欠損が生じたときは、直ちに「個人県民税欠損処分報告書」を提出し、④当該年度の翌年度の5月31日現在における当該年度の収入額、欠損額、滞納の件数及び滞納繰越額等を記載した「個人県民税徴収状況報告書」を翌年度の6月30日までに提出する。

これによって、県は当該市町村の県民税の賦課総額、収納額、欠損額、滞納繰越額等を毎年度把握できることになる。

イ また、市町村長は、県の当該地域振興局長に対して、⑤当該月に収入した県・市町村民税について、「県民税及び市町村民税に係る徴収総額」とそれを基に算定された「本月分徴収総額に対する県民税算出額」、「本月分払込額」等が記載された「個人県民税払込報告書」を翌月10日前に提出し、⑥地域振興局長はこの報告書に基づき「例月払込通知書」、「精算払込通知書」を交付し、⑦市町村長は交付された払込通知書によって、同10日までに銀行振込みする。

県は、これによって、県民税徴収金を収入する。

ウ 更に、県は、前記①～④の報告書及び⑤～⑦の報告書、払込通知書、銀行振り込みを調査確認することによって、当該市町村の県民税徴収金が適正に納入されているかどうかを常時検証することができる。

(3) 10年以上にわたる虚偽報告と県の損害

すると、本件県民税不正納入の実際の手口は、仙北市が、少なくとも、前項④の「個人県民税徴収状況報告書」において、実際には徴収した県民税を滞納にする等の虚偽報告をし、さらには毎月行われる前項⑤の「個人県民税払込報告書」に虚偽の「本月分徴収総額に対する県民税算出額」等を記載することによって「本月分払い込み額」を過少に報告し、③④の報告書で、現実には存在しない滞納県民税とその時効消滅等を虚偽報告してきたこと、以上によって過少となった前項⑦の払い込み通知書によって県民税徴収金を納入してきたことになる。

これは出納関係書類まで含むものであることから、税務課等一部部署や一部職員で行った不正とは到底考えられない。

その結果、秋田県は10年以上にわたり、毎月1回及び毎年1回定期的に行われる右の各種虚偽報告書を虚偽とは知らずに受け取ってきたばかりでなく、本来納入されるべき県民税393万2,783円を同市に横領されてきたことになる。

これは、当然のことながら県の財産の損害である。

しかし、右の行為は秘密裡に行われたものであるから、県職員らがこれを防止し、又は損害の回復措置を講じることができなかったことには正当な理由がある。

しかし、次項以下に述べるように、少なくとも、昨年(2010年)7月以降、知事、仙北地域振興局長、その他関係職員は、本件県民税不正納入の事実を調査解明し、損害の事実を確認し、その回復のために必要な具体的措置をとるべき職務上の権限と義務があったにもかかわらず、それを行わないまま現在に至っている。

(4) 知事、仙北地域振興局長ら関係職員の驚くべき怠慢

ア 仙北市では、昨年4月に、市県民税の実際の徴収額と決算額との間に違いがあることに気づき、同年7月28日及び12月8日には県仙北地域振興局県税課に対し、その旨の説明をしたとされる(以下「本件報告」という)。

これは、県にとって極めて重大な報告である。

何故なら、これは、前(2)で述べた手続からして、前記報告書等の記載が虚偽であること、並びに県民税徴収金が過少に納入された事実と直接に結びつくものである。

仙北地域振興局長は県税の賦課徴収の権限を知事から委任され、また前記各種報告書等を受け取り、県民税徴収金を同市から毎月徴収する職務を負っている者である。

そうであれば、本件報告の重大性からして、直ちに知事ら関係職員に対し報告し、また、自ら、同市に対し更に詳細報告を求める等して、事実を詳細に把握し、県の損害の有無を確認し、損害があったときは、その回復と再発防止等の措置を講ずべき職務上の権限と義務がある(県税条例第38条第5項は、「地域振興局長は、必要がある場合においては、…市町村長に対し、個人の県民税の賦課徴収に関し、必要な事項の報告を求めることができる」と規定している)。

また、地域振興局長らから報告を受けた知事、総務部長、税務課長ら関係職員は、同局長らに指示し、又は自ら、同市に対し更に詳細報告を求める等して、事実を詳細に調査把握し、県の損害の有無を確認し、損害があったときは、その回復と再発防止等の措置を講ずべき職務上の権限と義務がある。

ところが、右局長及び知事ら関係職員らは、これに対し、なんらの反応も、対応もしなかった。秋田県生連が本件報告とその後の処理に関する情報公開請求を行ったところ、本件に関する行政文書が、県のどこにも一切存在しないのである。

仙北地域振興局では、当時「どうも、口頭で、急ぎ連絡していたようです」と説明し、税務課も報告を受けた事実は認めているが、その報告内容及びその対策等に関する一切の行政文書がない。

県職員は「その内容が軽易なものを除き、その処理内容等を記録した行政文書を作成しなければならない」(県文書管理規則第6条)にも係わらず、である。結局は本件報告を「軽易なもの」とした、つまり、聞き流したのである。

問題を起こした仙北市が、いわば自首してきたともいえるのに、県職員らが、このように県民の納めた税金の行方に鈍感であって良いのであろうか。驚くべき怠慢(不作為)といわなければならない。

本件報告に対し関係職員らが通常求められる注意義務をもって職務を遂行していれば、現在仙北市で進めら

れている不正・乱脈の実態解明は、1年前になされていた可能性がある。

当然ながら、本件県民税不正納入による県の損害も、早くに回復された可能性がある。

イ 関係職員らの怠慢は、以上に止まらない。

昨年11月11日、秋田県は旧角館町職員有志と称する匿名の告発文を受け取った。

これは、前アの本件報告の重大性並びにその対策を講ずべき必要性を再認識し、前記怠慢（不作為）を是正する2度目の機会であった。

県生連に情報公開された同文書には、その後に明らかになった不正な国税還付申告等の手口等を告発している。

しかし、同文書の書き出しは、「仙北市角館町の町県民税の不正減額について告発します」である。

そして、その最後は、「町県民税の不当な減額は角館町のみならず秋田県にも損害を与えたことになる訳でしょうから県側においても実態調査されるべきと考えます。

国税の問題では職員が返還することになりましたが、町県民税においても秋田県の損害額を精査し市側に弁償を求めるべきではないでしょうか」と結んでいる。

県に対して、自らの損害を調査・把握し、その回復を図ることを求めているのである。

これを、県自らの問題として受け止めるならば、前アの本件報告の重要性を再認識することは当然であり、これと合わせて検討すれば、県民税が不正に横領等されていることを容易に推認できる内容である。

知事ら関係職員らが直ちに対応し、前アの本件報告についての詳細を求める等の措置をとることによって、本件損害を調査確認し、その回復の措置をとるべき職務上の権限と義務があった。

しかし、この告発文を受け取って作成された行政文書は「平成22年11月11日市町村課長宛提出された告発文にかかる要素と対応」と称する1頁のメモのみである。

同メモによると、「所得控除額を不正に増加させ、県民税額を不正に減少させた行為」は「損害賠償請求権の対象」及び民法上の「不法行為による損害賠償請求権の行使」が考えられること、「行為者の詐欺罪及び背任罪（態様により有印公文書偽造同行使）」等が考えられることと、その「要素と対応」を分析している。

しかし、結論としては「県は調査権限がないため、仙北市に情報提供し、告発文に記された内容が真実であるかどうかの確認を求めることとする」とし、前ア本件報告との関連や本件報告への対応を検討することとはならなかった（ちなみに、地方自治法第252条の17の6第2項は「都道府県知事は、必要があるときは、市町村について財務の関係のある事務に関し、実地の検査を行うことができる」と規定している）。

仙北市への情報提供した後の経過に関する行政文書も一切存在しない。

本件県民税不正納入の調査・解明と損害回復のための2度目の機会も、こうして又も失われたのである。

ウ 今年2月の同市の虚偽確定申告書提出問題等の発覚は、右ア、イと合わせれば、虚偽の確定申告による県の損害（23年2月18日づけ別件監査請求事件）とは別個に、前アの本件報告の重要性を再び認識し、県民税不正納入を容易に推認できる3度目の機会であった。

知事ら関係職員は、本件県民税不正納入を調査解明し、損害の回復の措置をとるべき職務上の権限と義務があった。

しかし、右問題が発覚した2月以降に、4月1日付けで同市に職員1名を派遣しただけで、本件に関し、他に職員らが職務を行ったことを説明する行政文書は全く存在しない（但し、別件住民監査請求に対して監査委員に提出した監査資料を除く）。

またも、知事ら関係職員は何もしなかったのである。

エ 今年5月2日に、仙北市は県民税不正納入の事実とその金額が300万円を上回ることを公表し、5月27日には本件県民税不正納入金額393万2,783円を明らかにした。

4度目の今度は、何かしたのであろうか。県職員らは、マスコミ報道では知ったであろうが、右について、同市からの1枚の報告書も受け取っていないし、同市に報告等を求めることもしていない。

(5) 行政文書が説明する本件県民税不正納入問題に関する県の諸活動は、何もしないことに尽きている。

本件報告から1年、損害額が明らかにされてから2ヶ月以上経過した7月29日現在まで、本件報告及び本件損害等に対する調査、対策その他、県職員が何らかの職務を行ったことを県民に説明する行政文書は一切存在しない。

県は、別件監査請求及び住民訴訟等で、「仙北市の問題調査の結果を踏まえた上で、県の損害の回復について仙北市と協議することとしている」等と述べている。

しかし、右の県の意思決定を示す行政文書も、少なくとも知事が管理する行政文書では一切存在しない。

仙北市に対する訴訟又は和解等によらなければ解決できない重要問題について、その調査や今後の対策・方針を示す1枚の行政文書も存在しない県政とは一体何なのか、…県民の1人として大きな疑問を抱かざるを得ない。

秋田県情報公開条例は、情報公開は「民主主義の原理や地方自治の本旨にのっとった県政の運営をしていくた

めの基礎をなすものである」とした上で、情報公開をすすめることは「県政を託した県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務を十分に果たす上で不可欠である」（前文）と述べ、その県民の知る権利の保障と県政の諸活動の説明責任を具体的に果たすために、「実施機関は、行政文書の管理の重要性を深く認識し、いやしくもこの条例の適かつ円滑な運用に支障が生ずることのないよう、行政文書を適正に管理しなければならない」（第3条2項）とし、また県文書管理規則は前述のように職員に行政文書の作成を義務づけている。

ところが、前述したように、その行政文書が説明する本件県民税不正納入問題に関する県の諸活動は、何が起きて、何もしないことに尽きている。

この間に行ったことは、前記「告發文にかかる要素と対応」メモが示す仙北市への情報提供と、県職員の派遣のみである。

しかし、この職員派遣は、仙北市長の依頼により派遣したものであり、当該職員は仙北市から給与等を受け（正確には秋田県が給与を支払い、その相当分の費用を仙北市が秋田県に支払う）、仙北市長ら上司の指揮を受けて仙北市の職務に従事する者であって、秋田県のために職務を行うものではない（そのため、秋田県の職務専念義務を免除されている）。

従って、同派遣職員と県との間の連絡・報告等もありよう筈もないし、現実にそのような行政文書も存在しない。

現在に至るも、知事ら関係職員は、本件県民税不正納入について、なんらの対策も講じていない。

(6) まとめ

以上述べたように、次のことが明らかである。

ア 本件県民税不正納入により、秋田県は393万2,783円の県民税徴収金を失った。

従って、少なくとも393万2,783円の財産の損害を受けた。

イ 同市による昨年7月28日の本件報告に対し、知事ら関係職員が直ちに対応し、本件県民税不正納入を調査解明し、本件損害の回復の措置をとるべき職務上の権限と義務があった。

しかし、知事らは、この職務を怠り、なんらの措置もとらなかった。

ウ 昨年11月に県が受け取った告發文は、右のイの本件報告と合わせれば、同市によって県民税が横領されていることを容易に推認できる重要な内容であり、知事ら関係職員が直ちに対応し、本件報告の詳細を求める等の措置によって本件県民税不正納入を調査解明し、損害の回復の措置をとるべき職務上の権限と義務があった。

しかし、知事らは、それも怠った。

エ 今年2月の同市の虚偽確定申告書提出問題等の発覚は、右のイウと合わせれば、同市によって県民税が横領されていることを容易に推認できる重要な内容であり、知事ら関係職員が直ちに対応し、本件報告の詳細を求める等の措置によって本件県民税不正納入を調査解明し、損害の回復の措置をとるべき職務上の権限と義務があった。

しかし、知事らは、それも怠った。

オ 今年5月2日、27日には、本件県民税不正納入がその具体的金額まで明らかにされた。

知事ら関係職員が直ちに対応し、本件損害の回復の措置をとるべき職務上の権限と義務がある。

しかし、知事らは、なお、それを怠り続けている。

これは、秋田県の財産の管理を違法に怠っている事実にあたる。

よって、監査委員は、知事に対し、次の通り勧告するよう求める。

記

本件県民税不正納入について、直ちに調査解明し、県の損害の回復のために損害賠償請求等必要な措置をとること。

4 事実証明書

請求人作成の「本件県民税不正納入にかかる経過表」の写し

行政文書公開請求書（平成23年6月20日付け）の写し

行政文書公開決定通知書（平成23年7月1日付け税-569及び長寿-921、同月4日付け仙県-216、同月8日付け人-284）の写し

不存在による行政文書非公開決定通知書（平成23年7月1日付け税-569）の写し

行政文書非公開決定に係る一部取消通知書（平成23年7月7日付け税-717）の写し

秋田県市町村課長あて提出された「旧角館町職員有志」名の「告發文」の写し

秋田県税務課作成の「平成22年11月11日市町村課長宛提出された告發文にかかる要素と対応」の写し

平成23年5月3日付け秋田魁新報記事、同月28日付け同紙記事及び同年6月1日付け毎日新聞記事の写し

5 請求の対象となる職員

知事ほか本件損害の回復に責任を有する職員

6 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

(1) 県が損害賠償請求等損害の回復のための必要な措置を講じていないことは、財産の管理を怠る事実にあたるかといえるか。

(2) 請求人が主張する仙北市（以下「市」という。）による県民税不正納入によって、県に損害が生じているかといえるか。

2 監査対象課

総務部税務課

3 請求人の証拠の提出及び意見の陳述

法第242条第6項の規定により、平成23年8月26日に請求人に対し証拠の提出及び意見の陳述の機会を設けたところ、追加証拠として次の書類の写しが提出され、次のような陳述がなされた。

（追加された証拠書類）

平成23年2月22日及び同年8月24日付け毎日新聞記事の写し

平成23年8月24日付け秋田魁新報記事の写し

仙北地域振興局職員が書いたとされるメモ書きのある付箋の写し

平成23年3月14日付け仙発政第32号仙北市長より秋田県健康福祉部長あて報告「所得税の還付等に関する国民健康保険財政調整交付金への影響について」の写し

平成23年2月18日提出の住民監査請求に係る委員監査（平成23年3月25日実施）質疑要旨の写し

（陳述の概要）

本件事案は重大な問題であるにもかかわらず、県が対応した一切の記録がない。これは信じがたいことである。

県がしかるべき職務上の注意義務を怠っていないならば、もっと早く損害を回復できたはずである。

監査委員には行政の信頼性を回復できるような監査結果を求める。

4 関係人調査

本件請求事案に関する市の見解及び県が市に行った対応状況等を確認するため、法第199条第8項の規定に基づき、市に対し文書による関係人調査を行ったところ、平成23年9月8日及び同月15日付けで市より回答が得られた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 個人県民税について

ア 個人県民税の納税義務者及び税額について

個人県民税は、地方税法第24条に基づき、県内に住所を有する個人に対して、均等割額及び所得割額の合算額によって課される税である。

均等割は1人当たり年額1,000円が課され、所得割は所得額に応じて課税金額が算定されるが、公的年金や医療費等所得控除の対象がある場合は、それらを控除した後の所得額を基に課税される。

イ 個人県民税の賦課徴収手続について

個人県民税は、市町村が市町村民税と併せて納税義務者に対して賦課、徴収するものであり、その手続は次のとおりである。

市町村は、個人県民税の納付（納入）があった月の翌月10日までに、納付（納入）された月の合算額をその年度の個人県民税と個人市町村民税との割合であん分した額を県に払い込む。（地方税法第42条、地方税法施行令第8条）

市町村は、6月30日までにその年度分の個人県民税の納税義務者数、個人県民税と個人市町村民税の課税額の総額等について地域振興局長に報告しなければならない。（秋田県県税条例第38条）

市町村は、4月30日までに前年度の3月31日現在の納税義務者数、個人県民税と個人市町村民税の課税額の総額等について地域振興局長に報告しなければならない。（秋田県県税条例第38条）

市町村は、その年度の5月31日現在の個人県民税の滞納件数、滞納税額の合計額等について6月30日までに県に報告しなければならない。（秋田県県税条例第38条）

(2) 県が市に対して行った対応状況について

本件事案の場合、請求人は、県には、県による一連の対応を説明する行政文書が存在しないと主張していることから、監査対象課に本件事案に係る県の対応状況を記録した行政文書の存否を確認したところ、請求人の主張のとおり存在しないことが分かった。

そのため、県が市に対しどのような対応を行ったかについては、関係人調査により、その確証が得られたかどうかにより有無を判断することとした。

その結果、次の対応があったことが確認できた。

平成22年7月28日、県（仙北地域振興局総務企画部県税課）は市から市県民税の実際の徴収額と決算額との間に違いがあることの説明を受け、正しい額の確認、原因の究明等の後報告するよう求めた。

監査対象課は、これは秋田県県税条例第38条第5項の規定による職務を果たしたものであると説明している。

平成22年12月8日、県（仙北地域振興局総務企画部県税課）は、市から、県に報告された滞納額と同市が管理する滞納額が乖離している原因については解明できなかったこと、平成17年9月の合併時において旧角館町の分だけに乖離が認められたことが報告されたことを受け、年度ごとの正しい額の提示を求めた。

県は、平成22年12月9日及び同月14日にも同趣旨の指示を行い、平成23年2月7日には払込不足額について説明を受けた。

その後、県は平成23年4月1日に市の要請により、市所得税還付等調査委員会が設置した調査局に職員1名を派遣し、同月以降も市に調査の進捗状況や内容について照会し、報告を受け、県民税賦課額報告書の記載要領等について助言している。

(3) 県の被った損害について

請求人は、市が県に払い込むべき個人県民税額のうち、平成9年度から平成20年度分として393万2,783円の不足があり、これが県の損害に当たると主張しているが、市が県に支払うべき個人県民税に払込不足額が生じていることは、県も認めている。

また、市に対する関係人調査により、市も県に払い込むべき個人県民税額に393万2,787円の不足額があると認めている。

なお、当該払込不足額については、平成23年9月27日付けで市から個人県民税払込報告書が提出され、393万2,787円が県に払い込まれたことが確認できた。

2 請求人の主張に対する監査対象課の見解

(1) 県の怠る事実について

(請求人の主張)

県が平成22年7月28日以降、本件事案を調査解明し、損害賠償請求等の本件損害回復のために必要な措置をとらないことは財産の管理を怠る事実にあたる。

(監査対象課の説明)

県は当初から市に調査と報告を求めており、県として必要な対応は行っている。

市は個人県民税払込不足額を県に払い込む意思を表しており、県も支払を求めている。

その後は改めて県職員が果たすべき義務はない。

市による欠損処分が行われない限り、個人県民税徴収金を失ったことにはならないことから、払込不足額は市が個人県民税として県に払い込むべきものであって、県が損害賠償金として請求すべきものではない。

(2) 実地の検査について

(請求人の主張)

法第252条の17の6第2項に基づく権限を行使し、県が実地の検査をすべきではなかったか。

(監査対象課の説明)

同条に基づく調査を行うに当たっては市町村の自主性を重んじることとされており、本件事案の場合、市が調査を行っていることから県が行う必要はない。

(3) 県の対応は十分だったかについて

(請求人の主張)

県が関与することにより、より早く解決できたのではないか。

(監査対象課の説明)

県は市に必要な調査を求めており、県としては必要な対応をとってきた。

(4) 文書管理について

(請求人の主張)

県には、市からの報告及び本件損害等に関する調査、対策その他、県職員が何らかの職務を行ったことを県民に説明する行政文書が存在しない。

(監査対象課の説明)

行政文書を作成していなかったことは反省し、改めなければならない。

なお、市からの払込が遅れたことに派生する延滞金や遅延利息等の扱いについては、監査対象課は、税法上延滞金は発生しないが、遅延利息等については検討する必要があるとしている。

3 今後の県の対応

本件払込不足額については、個人県民税の未納額の一部として県に払い込まれ、平成23年度の県の歳入として取り扱われるものである。

県は、市から本件払込みとその報告書の提出を受け、算出根拠や金額等の精査確認のための所要の調査を実施する予定である。

第4 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

1 県に財産の管理を怠る事実があったか。

(1) 県が市に対して行った対応の判断

本件事案では、事案の経緯や事案に対する県の対応を記録した行政文書が県に存在しないことから、関係人調査の結果により確証が得られた対応のみ事実があったと認めることとした。

その結果、平成22年7月28日に、市から、県に報告された滞納額と市が管理している滞納額に乖離があることが報告されたことを受け、秋田県県税条例第38条第5項の規定に基づく対応として市に対し正しい額の精査確認及び乖離している原因の究明とそれらの結果報告を求め、同年12月8日にその回答として市から報告を受けた際にも更なる調査と報告を求めていたこと、また、平成23年2月及び4月以降も県市間に調査報告のやりとりがあったことは認められる。

(2) 県が対応を怠っているかどうかの判断

請求人は、県が本件事案を調査解明し、損害賠償請求等の本件損害回復のために必要な措置をとらないことは財産の管理を怠る事実にあたると主張している。

これに対し、監査対象課は、当初から市に調査と報告を求めており、市は当該個人県民税払込不足額を県に払い込む意思を表していることから、県として必要な対応は行っていると説明している。

このことについて、県の行政文書で確認はできなかったものの、関係人調査等により、県は一定の手続を行っていることは確認できた。

また、請求人は、県が法第252条の17の6第2項に基づく実地の検査を行うべきだったと主張しているが、監査対象課は、同条に基づく検査を行うに当たっては市町村の自主性を重んじることとされており、本件事案の場合、市が調査を行っていることから県が行う必要はないと説明している。

同項による検査を行う必要があるときは、「実地の検査によらなければ、事実を確認する手段がない場合を指すものと解される。(松本英昭著「新版逐条地方自治法」)」ことから、県の判断は相当と認められる。

さらに、県の対応は是認できるとしても、より早期の回収を図るため、文書で報告を求めるなど、市の調査や支払を督促するような積極的な対応をとるべきではなかったかとも思われるが、本件事案の場合、市が自ら所得税還付等調査委員会を設置し、事案全体の解明の努力をしているところであり、県が同委員会の調査結果を待つとの対応は合理的であると認められる。

また、払込不足額の発生原因は県の何らかの作為または不作為によるものではなく、市が個人県民税を過少に払い込んだことによるものであり、県が対応をとらなかったことにより県へ払い込むべき額に影響を及ぼすものではない。

従って、県に財産の管理を怠る事実があるとまではいえない。

2 個人県民税払込不足額について

請求人が県の損害であると主張している市が県に支払うべき個人県民税払込不足額については、平成23年9月27日付けで市から個人県民税払込報告書が提出され、全額が県に払い込まれたことが確認できた。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がない。

付記

監査結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

1 県は、今後の市による調査を注視し、払込不足額等新たに発生する債権を確認できたときは、その速やかな回収のために必要な措置を講ずること。

2 本件請求事案では、県は一連の経過や対応を記録した行政文書を作成していなかったことが明らかになった。秋田県行政文書管理規則第3条に「職員は、県がその諸活動を説明する責務を有することを認識し、常に行政文書の所在を明確にする等行政文書を適正に管理しなければならない。」と規定し、また、同規則第6条で軽易なものを除き、事務処理内容を記録した行政文書の作成を義務付けているところであり、本件事案のように市に対する県の対応のみならず、市から受けた報告や県内部での連絡や報告を記録した行政文書も存在しないことは、行政文書管理上大きな問題であり、怠慢であるといわざるを得ない。

今後、適切な行政文書管理の徹底に努めること。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号